

# 平成27年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

## ・島根県

平成27年度4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
一般融資	一般設備資金	中小企業又は組合	設備資金	8,000万円	12年以内(据置1年以内)	年利 1.95%(責任共有利率) 年利 1.80%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の 決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	一般運転資金		運転資金	5,000万円	7年以内(据置6ヶ月以内)	年利 2.15%(責任共有利率) 年利 2.00%(責任共有外利率)				
	小規模企業特別資金	小規模企業者(信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が1,250万円以内となるものに限る)	設備・運転資金	1,250万円(ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む)	7年以内(据置6ヶ月以内)	(責任共有制度対象外のみ) 年利 1.70%(責任共有外利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要	保証料率 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下		
	小規模企業育成資金	小規模企業者(従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下)	設備・運転資金	1,250万円	7年以内(据置6ヶ月以内)	年利 1.85%(責任共有利率) 年利 1.70%(責任共有外利率)	担保は原則不要(ただし、小規模企業育成資金にあつては信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定) 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下		
特別融資	創業者支援資金	新たに事業を開始する計画を有する個人、新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合	設備資金	5,000万円 (ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方)	12年以内(据置2年以内)	年利 1.75%(責任共有利率) 年利 1.60%(責任共有外利率)	保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の 決定	保証料率 ・責任共有 0.2%以上 1.3%以下 ・責任共有外 0.2%以上 1.5%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
			運転資金	3,000万円 (ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方)	7年以内(据置2年以内)					
	おもてなし処整備支援資金	地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者	設備資金	8,000万円	15年以内(据置2年以内)	年利 1.65%(責任共有利率) 年利 1.50%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の 決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱期間 平成28年3月31 日まで	
			運転資金	5,000万円	7年以内(据置2年以内)					
	収益体質強化資金	収益体質の強化となる計画を策定し、設備投資を行う中小企業者又は組合	設備資金	8,000万円	15年以内(据置1年以内)	年利 1.65%(責任共有利率) 年利 1.50%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の 決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 取扱期間 平成28年3月31 日まで	
			運転資金	1億2,000万円	10年以内(据置1年以内)					

特別融資	経営改善長期借換資金	経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とする中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円	15年以内(据置1年以内)	年利 1.95%(責任共有利率) (融資期間が10年以内:年1.65%) 年利 1.80%(責任共有外利率) (融資期間が10年以内:年1.50%)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時 平成28年3月31日 日まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	
	経営力強化資金	中小企業の新たな事業計画の促進に関する法律第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善に関する計画を作成している中小企業者又は組合	設備資金 運転資金	2億8,000万円	運転 5年以内(据置1年以内) 設備 7年以内(据置1年以内) 既往保証付き債務の借換は10年以内	年利 1.65%(責任共有利率) 年利 1.50%(責任共有外利率)		保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.3%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.5%以下			
	海外展開支援資金	中小企業者又は組合であって、海外販路の開拓や海外向けの開発等に取り組む、一定の要件に該当する者	設備資金 運転資金	設備資金:2億8,000万円 運転資金:1億円	設備 10年以内(据置3年以内) 運転 5年以内(据置2年以内)	責任共有:年1.65% 責任共有外:年1.50%		保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			随時 取扱期限 平成31年3月31日
	円安等対策資金(H27.2.1)	最近の平均売上高等が前年同期の月平均高等に比して3%以上減少している者、原材料価格高騰等で最近の売上総利益率等が減少している者	設備資金 運転資金	80,000千円	10年以内(据置2年以内)	責任共有:年1.65% 責任共有外:年1.50%		保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			随時 平成28年3月31日 日まで
※特別融資には、この他、再生支援資金、経営革新支援資金、人によさしい環境整備支援資金、買い物の場整備支援資金があります。											
緊急融資	セーフティネット資金	取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 中小企業信用保証法第2条第3項各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円	8年以内(据置1年以内)	年利 2.25%(責任共有利率) 年利 2.10%(責任共有外利率)	保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する	保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	
	※緊急融資には、この他、災害復旧資金、災害対策特別資金、経済変動等資金があります。										

中小企業高度化資金	集団化資金	協同組合、協同組合連合会、これらの組合員もしくは構成員(以下「組合員等」という。)である特定中小企業者、企業組合、協業組合	土地、建物、構築物、設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%(小規模事業者が占有する部分については90%)	20年以内(据置3年以内)	年利0.75%(中小企業の振興に係わる関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子)	原則として連帯保証人3人以上貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。	原則として、貸付を受けようとする年度の前々年度1月末日までに貸付予備申請書を提出すること。	次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ・貸付予備申請書 ・中小企業高度化資金貸付予備申請書 イ、高度化事業に係わる診断申込書
	施設節約化資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、協業組合、中小企業者が合併もしくは出資して設立する会社		貸付対象施設の整備に要する額の80%					
	共同施設資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合	設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%					
	設備リース資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会							
※中小企業高度化資金には、この他連鎖化資金、経営改革資金、企業合同資金、集団区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿(アスベスト)による健康被害等の防止を図るもの(アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの)についても貸付対象となります。(貸付割合:貸付対象事業費の90%以内、貸付利子:無利子)									
中小企業育成振興資金	事業所新設等資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・投下固定資本5,000万円以上(ソフト産業等3,000万円以上) ・新規雇用3人以上(据置後1年以内)	設備資金 (土地・建物・設備)	2億円 投下固定資本の3分の2	15年以内(据置2年以内)	年利 1.25%(責任共有利率) 年利 1.10%(責任共有外利率)	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	成長企業応援資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの(新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要)	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金:2億円 運転資金:8,000万円	(設) 15年以内(据置2年以内) (運) 7年以内(据置2年以内)	年利 1.25%(責任共有利率) 年利 1.10%(責任共有外利率)			
	経営資産承継資金	県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者(原則として、従業員の1/2以上の再雇用が必要)	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金:2億円 運転資金:8,000万円	(設) 15年以内(据置2年以内) (運) 10年以内(据置2年以内)	年利 1.25%(責任共有利率) 年利 1.10%(責任共有外利率)			
島根県環境資金	県内において同一業種を1年以上継続して営んでいる企業	設備資金 公害防止、省エネルギー等に係わる設備資金 運転資金 ISO認定取得費用、石綿対策等PCB廃棄物処理等対策に係わる運転資金	2億円	15年以内(据置2年以内)	年利1.65%(責任共有利率) 年利1.50%(責任共有外利率)	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	

・日本政策金融公庫 国民生活事業

名称	融資(助成)対象者		資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
普通貸付	ほとんどの業種の中小企業の法人及び個人(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方は除く)		設備・運転資金	4,800万円以内	(運) 5年以内(特に必要な場合は7年以内) 据置6ヶ月以内(特に必要な場合は1年以内) (設) 10年以内(据置2年以内)	基準利率	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。		日本政策金融公庫 国民生活事業
			設備資金 (業種・品種の転換、大型店進出などに伴う店舗・工場移転等を図る設備資金)	特定設備資金(別枠)7,200万円以内	20年以内(据置2年以内)				
経営改善貸付 (無担保・無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は県商工会連合会会長の推薦を受けた常時使用する従業員が商業、サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の方		設備・運転資金	2,000万円以内	運転7年以内(据置期間1年以内を含む) 設備10年以内(据置期間2年以内を含む)	特別利率F	不 要		商工会議所 商工会 商工会連合会
	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受けた方			7,200万円以内(うち運転資金4,800万円)	運転8年以内 設備20年以内	特別利率F			
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方。 (飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニング)		衛生設備、近代化設備、店舗、従業員宿舍、独立開業(のれんわけ)などのために必要とする設備資金及び振興計画のための運転資金、設備資金	(一般貸付) 7,200万円～4億円以内 (業種により異なります。)	13年以内 据置 1年以内	基準利率 特別利率A,B,C,D,E	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫国民生活事業又は各生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター
				(振興事業貸付) 振興計画のための運転資金 5,700万円以内	5年以内(特に必要な場合7年以内) 据置 6ヶ月以内(特に必要な場合1年以内)				
				(振興事業貸付) 振興計画のための設備資金 1億5,000万円以内～7億2,000万円以内 (業種により異なります。)	18年以内(特別な場合これを超えることもできます。) 据置 2年以内				
生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人)	生活衛生関係の業種を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた常時使用する従業員が5人以下の方		設備・運転資金	2,000万円以内	(設)10年以内(据置2年以内を含む) (運)7年以内(据置1年以内を含む)	特別利率F	不 要		各生活衛生同業組合
生活衛生セーフティーネット貸付	I 経営環境変化資金	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係事業者であって、売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金	振興事業貸付の運転資金とは別枠で5,700万円	5年以内(特に必要な場合は8年以内) (据置は1年以内で特に必要な場合は3年以内を含む)	基準利率 特別利益G,T,U	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。		日本生活金融公庫国民生活事業又は生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター
	II 金融環境変化資金	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係事業者であって、取引金融機関の経営破綻などにより、資金繰りに困難を来している方		別枠4,000万円					

特別 貸付	新企業育成貸付	新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円)	(設)15年以内 (特)に必要な場合20年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A、B、C	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活 事業
		女性、若者/シニア起業家資金	女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円)	(設)15年以内 (特)に必要な場合20年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A、C			
		中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の指導や助言を受けている方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A、B			
		再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)	廃業歴等ある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円)	(設)15年以内(特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A、C			
		新事業活動促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内(特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A、B、C			
	セーフティネット貸付	経営環境変化資金	売上が減少するなど業績が悪化している方	設備・運転資金	普通貸付とは別に4,800万円以内	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合8年以内)	基準利率 特別利率G、T、U			
		金融環境変化資金	取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方		別枠 4,000万円以内	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合8年以内)	基準利率 特別利率G、T、U			
		取引企業倒産対応資金	取引企業の倒産などにより経営に困難を来している方	運転資金	別枠 3,000万円以内	(運)5年以内(特に必要な場合8年以内)	基準利率			
	企業再生貸付	企業再建・事業承継支援資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A			
	企業活力強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の購入、新分野進出などを行う方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)20年以内(一部対象者は15年以内) (運)5年以内(特に必要な場合は7年以内)	基準利率 特別利率A、B、C			
		IT資金	情報化投資を行う方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A、C			
		地域活性化・雇用促進資金	承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果の見込まれる設備投資を行う方		7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内 (一部対象者で特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A、B、C、Q、T			
		海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化に対応するため海外展開することが経営上必要であり、一定の要件を満たす方		7,200万円以内 (うち運転資金は4,800万円)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合は7年以内)	基準利率 特別利率A、B、C			
	食品貸付		食品関係の小売・製造小売業又は花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の購入、ランチチャイステーションへの加盟などを行う方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) 事業協同組合等 1億1,000万円以内	(設)原則13年以内 (運)原則5年以内	基準利率 特別利率A、B、C			
	環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方、または環境対応の促進を図る方	設備・運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	(設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内)	基準利率 特別利率A、B、C			
	中小企業会計関連融資制度		普通貸付又は特別貸付の貸付対象者のうち、「中小企業の会計」を適用された方	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める設備・運転資金	各融資制度に定める返済期間内	各融資制度に定める利率から年0.2%引き下げます。			

・日本政策金融公庫 中小企業事業

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
新企業育成貸付	中小企業経営力強化資金	新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家の指導や助言を受けている方	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	(設)15年(据置2年)以内 (運)7年(据置1年)以内	特別利率①②	・担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の条件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度をご利用いただけます。	取扱期間 平成28年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業
	再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援融資)	再チャレンジする起業家の方		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 3億円(別枠)	(設)20年(据置5年)以内 (運)15年(据置5年)以内	(1)特別利率①③ (2)基準利率-1.4% (融資後3年間) 基準利率-0.5% (融資後4年目以降)			
	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方		直接貸付 6億円	(設)15年(据置5年)以内 (運)7年(据置2年)以内	特別利率③(上限3%) ただし、6年目以降は基準利率+0.2% (上限3%)			
	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性、若年者(30歳未満)又は高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね7年以内の方		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	(設)20年(据置2年)以内 (運)7年(据置1年)以内	特別利率①③ 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、0.1%の控除の適用可能			
	新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「農商工等連携計画」及び「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	(設)20年(据置2年)以内 (運)7年(据置3年)以内	特別利率①②③			
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	(設)20年(据置2年)以内 (運)7年(据置1年)以内	特別利率①②③	・担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の条件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度をご利用いただけます。	取扱期間 平成28年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業  代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合)
	IT活用促進資金	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方			(設)15年(据置2年)以内 (運)7年(据置1年)以内	特別利率①③			
	地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方、地方公共団体が推進する施策に基づき事業を行う方など			(設)20年(据置2年)以内 (運)7年(据置1年)以内	特別利率①②③			
	中小企業会計活用強化資金	「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方など			(設)15年(据置2年)以内 (運)7年(据置2年)以内	特別利率①			
	海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化に適応するために、海外展開や海外展開事業の再編を行う方			(設)15年(据置3年)以内 (運)7年(据置2年)以内	特別利率①②③(上限3%) 基準利率(上限3%)			
	事業承継・集約・活性化支援資金	経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方など			直接貸付 7億2千万円	(設)20年(据置3年)以内 (運)7年(据置2年)以内			

環境・エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	(設)20年(据置2年)以内 (運)7年(据置2年)以内	特別利率①②③ 特省エネルギーB 基準利率-0.65%		取扱期間 平成28年3月31日 日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	社会環境対応施設設備資金	災害発生に備えて防災に資する施設等を整備する方。		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年(据置2年)以内	特別利率②			代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、 信用金庫、信用組合)
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	(設)15年(据置3年)以内 (運)8年(据置3年)以内	基準利率 (長期運転資金に限り、上限3%) 長期運転資金に限り、一定の要件に該当する場合、利率控除(0.2%、0.4%、0.6%又は0.8%)の適用可能	・担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度をご利用いただけます。		直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方		直接貸付 3億円(別枠)	(設)15年(据置3年)以内 (運)8年(据置3年)以内	基準利率			直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	運転資金	直接貸付・代理貸付 1億5千万円	(運)8年(据置3年)以内	基準利率			直接貸付 (株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合)
企業再生貸付	企業再建資金	経営改善又は経営再建等に取り組む方。	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	(設)20年(据置3年)以内 (運)15年(据置3年)以内	基準利率(上限3.5%) 特別利率①(上限3.5%) 特別利率③(上限3.5%)			直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	事業再生支援資金	<アーリーDIP> 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方 <レイトーDIP> 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)	<アーリーDIP> 1年(据置1年以内) <レイトーDIP> (設)10年(据置2年)以内 (運)5年(据置2年)以内	<アーリーDIP> 基準利率+2.5%(上限3.5%) <レイトーDIP> 基準利率+1.0%(上限3.5%)			直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

(注) 融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乗せされます。

・商工中金

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
独自のセーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業績悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる中小企業の皆様	中長期的な経営基盤の強化に必要な長期運転資金、社会的要請等により企業維持上緊急に必要とする設備資金	特に定めず	(設)15年以内(1年以内) (例外:15年(2年以内)) (運)5年以内(1年以内) (例外:8年(2年以内))	商工中金所定の利率			
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆様	金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする長期運転資金、企業維持上緊急に必要とする設備資金		(設)15年以内(1年以内) (例外:15年(2年以内)) (運)5年以内(1年以内) (例外:8年(2年以内))				
	取引先企業倒産対応資金	取引先企業の倒産により、経営に困難を生じている中小企業の皆様	取引先企業の倒産に伴い緊急に必要とする長期運転資金(一部使途においては設備資金も対象です)		(設)15年以内(1年以内) (例外:15年(2年以内)) (運)5年以内(1年以内) (例外:8年(2年以内))				
事業再生支援貸付	事業再生緊急支援資金	法的再建手続き開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある事業者の皆様	短期運転資金(手形貸付、手形割引)	特に定めず	(運)1年未満	商工中金所定の利率(担保) 短期運転資金:商業手形又は売掛金の担保提供が必要です。 長期運転資金:原則として必要です。 設備資金:融資対象物件を含め原則として必要です。			商工中金松江支店
	事業再生安定化支援資金	・法的再建手続きの認可決定から手続き終了までの再生事業者の皆様 ・私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者の皆様	・短期運転資金(含手形割引) ・事業再生に必要な設備資金 ・再生計画の履行に必要な長期運転資金 ・再生手続終結資金		(運)10年以内(2年以内) (設)15年以内(2年以内)				
	事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者の皆様	事業に必要な設備資金(買取資金)		(設)15年以内(2年以内)				
新事業育成資金		技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業の皆様	新たな事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金	特に定めず	(設)15年以内(5年以内) (運)7年以内(2年以内)	商工中金所定の利率			
新事業活動促進資金		・経営革新計画の承認を受けた中小企業の皆様 ・経営向上計画について当金庫より承認を受けた中小企業の皆様 ・産業活力再生特別措置法に基づき経営資源再活用計画の認定を受けた中小企業の皆様 ・中小企業新事業活動促進法に基づく特定業種に属する、又は、同法に基づく経営基盤強化計画に従って事業を行う中小企業の皆様 ・新連携計画の承認を受けた中小企業の皆様 ・第二創業(経営多角化、事業転換)を図る中小企業の皆様	経営革新、経営の向上、経営資源再活用事業、経営基盤強化、新連携計画に係わる事業、第二創業のために必要な設備資金、長期運転資金		(設)15年以内(2年以内) (例外:20年以内(2年以内)) (運)5年以内(1年以内) (例外:7年以内(3年以内))				



IT活用促進資金	情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業の皆様	情報関連機器等の設備を取得するために必要となる設備資金、長期運転資金	商工中金所定の限度額	(設)15年以内(2年以内) (運)5年以内(1年以内) (例外:7年以内(1年以内))	商工中金所定の利率	商工中金松江支店
海外展開資金	業種、売上等一定の要件を満たし、海外展開を行う中小企業の皆様	海外直接投資を行う為に必要とする設備資金		(設)15年以内(2年以内)		
雇用促進資金	事業の拡大等により、当該事業所全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業の皆様	事業拡大等のための設備資金、長期運転資金		(設)15年以内(2年以内) (運)5年以内(2年以内) (例外7年以内(2年以内))		
省エネルギー促進無担保貸出制度	(財)省エネルギーセンター、地公体、ESCO事業者等の省エネ診断等に基づく省エネ投資を行う事業者の皆様 債務超過でないこと、延滞していないこと、投資効果が見込まれる等種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合にご融資を行います	省エネ診断等に基づく省エネ関連設備資金及びこれに係る長期・短期運転資金(除手形割引)		設備・長期運転 5年以内(6ヶ月) 短期運転 1年未満		
環境配慮型経営支援貸付	環境配慮型経営にかかる第三者認証(ISO14000、エコアクション21、グリーン経営認証等)を取得した事業者の皆様	環境配慮に必要な設備資金	特に定めず	(設) ・10年固定貸出:10年以内(3年以内) ・変動貸出(当初10年固定型):20年以内(3年以内)		
再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内の事業者の皆様	事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金(含手形割引)		(運)7年以内(1年以内) (設)15年以内(3年以内)		
災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)		(運)10年以内(3年以内) (設)20年以内(3年以内)		

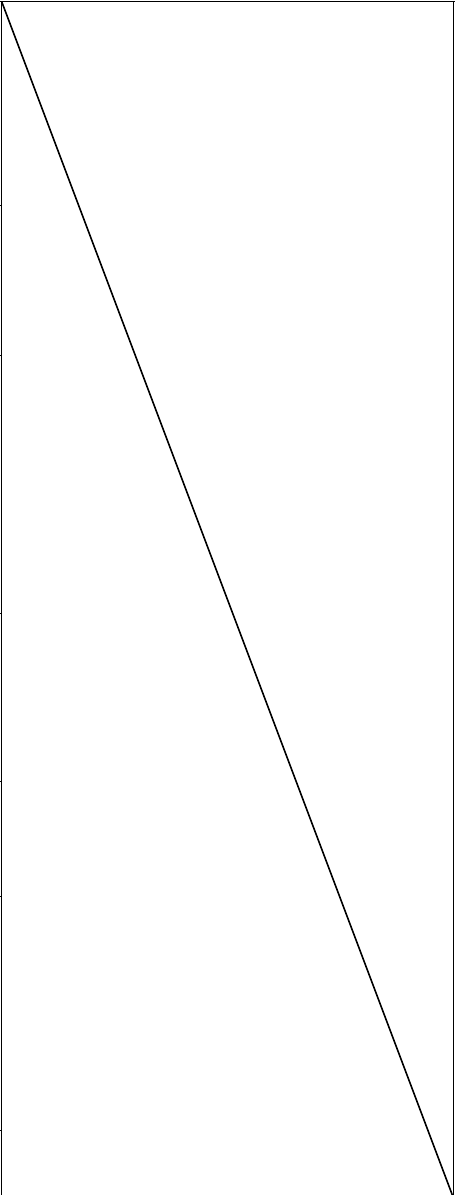
※お問い合わせにつきましては、各担当先までお問い合わせ下さい。

# 平成27年度 市町村融資・助成制度一覧表

・松江市

平成27年度4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)	
中小企業制度融資 信用保証料補給金	島根県中小企業制度融資のうち ①創業者支援資金 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④一般設備資金 ⑤経営力強化支援資金 ⑥円安等対策資金 の信用保証料を平成27年4月1日から平成28年3月31日まで に支払った市内中小企業者 (個人、法人、組合等)で市税を 滞納していないもの		信用保証料の一部を助成 ①創業者支援資金 [補給対象期間] 保証期間10年以上12年以下 5年 保証期間8年以上10年未満 4 年 保証期間6年以上8年未満 3年 [補給率] 2/3 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 [補給対象期間] 保証期間5年以上7年以下 3年 [補給率] 1/3 ④一般設備資金 [補給対象期間] 保証期間の1/2 [補給率] 1/3 ⑤～⑥ [補給対象経費] 保証期間の1/2 [補給率] 2/3  ①～⑥の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1.1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分  ただし、30万円を上限とする						松江市役所 本庁商工企画課 東出雲支所地域振興課
中小企業人材育成支援 事業補助金	補助対象者は、次の各号の全 てに該当する者とする ①松江市内に事業所を有する 中小企業者(製造業・情報通信 業) ②市税を滞納していない者	人材育成計画に基づき自らが 計画して主催する研修会及び 教育訓練の実施、他のものが 主催する研修会及び教育訓練 への派遣を行う事業	補助対象経費の2分の1以内の 額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とし、同一 年度内における補助対象者に対 する補助は1回				平成28年3月31日まで		
設備導入支援事業補助 金	補助対象者は、次の各号の全 てに該当する者とする。 ①松江市内に事業所を有する 製造業に属する事業を主たる 事業として営む中小企業者。た だし、市内において1年以上継 続して事業を営み、かつ、個人 にあっては、市内に1年以上住 所を有すること。 ②市税を滞納していない者	工作機械等又はソフトウェア等 を導入する事業。なお、導入に は公益財団法人まね産業振 興財団の実施する設備貸与制 度を利用した導入を含むものと するが、リース・レンタルによる 導入は含まないものとする	取得価格が80万円以上の工作 機械等又は取得価格が50万円 以上のソフトウェア等の取得に要 する経費(以下「取得価額」とい う) 取得価額の10%以内の額(1, 000円未満切り捨て)とし、1年 度1社あたり300万円を上限と する					松江市役所 まつえ産業支援センター	
小規模企業者設備導入 支援事業補助金 (平成27年4月1日)	補助対象者は、次の各号の全 てに該当する者とする。 ①松江市内に事業所を有する 製造業に属する事業を主たる 事業として営む小規模企業者。 ただし、市内において1年以上 継続して事業を営み、かつ、個人 にあっては、市内に1年以上住 所を有すること。 ②市税を滞納していない者	工作機械等又はソフトウェア等 を導入する事業。なお、導入に は公益財団法人まね産業振 興財団の実施する設備貸与制 度を利用した導入を含むものと するが、リース・レンタルによる 導入は含まないものとする	取得価格が30万円以上100万 円未満の工作機械等又はソフト ウェア等の取得に要する経費 (以下「取得価額」という) 取得価額の3分の1以内の額 (1,000円未満切り捨て)とし、 1年度1社あたり1回限りとする						

パッケージデザイン作成 事業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 ②市税を滞納していない者	パッケージのデザインを新たに企画から製作まで行う事業 ただし、松江市内に事業所等を有する者に制作を委託する場合に限る	補助対象経費は次に掲げるもので、消費税及び地方消費税を除く ①企画費 ②デザイン費 ③製版費 ④産業財産権導入費 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者における補助は1回		平成28年3月31日まで	松江市役所 まつえ産業支援センター
販路開拓支援事業補助金	補助対象者は次の各号の全てに該当する者とする ①松江市内に事業所を有する中小企業者 ②市税を滞納していない者	中小企業者が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会に出展する事業(物販を主たる目的とするものを除く)	補助対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)ただし、100万円を上限とする			
地域経済活性化新製品・ 新技術開発支援事業費 補助金 (平成27年4月1日)	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①市内に事業所を有する製造業を主たる事業を営む中小企業者で、市税を滞納していない者 ②構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの	①開発スタートアップ支援事業 ア:地域や行政の課題解決につながる試作開発 イ:自社の競争力強化につながる試作開発 ウ:自社のITシステムの試作開発 ②実用化製品化支援事業	①開発スタートアップ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、30万円下限とし、100万円を上限とする ②実用化製品化支援事業 ア:開発スタートアップ支援事業のAに係る試作開発 イ:補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、500万円を上限とする イ:開発スタートアップ支援事業のAに係る試作開発 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、500万円を上限とする			
中小企業プロジェクト連携 支援事業補助金	構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの	個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注、事業承継等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業	補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、50万円を上限とする 同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする			
空き工場等活用開業・創業 支援事業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①賃借する空き工場等で製造業に属する事業を営む予定の中小企業者 ②市税を滞納していない者	中小企業者が市内の空き工場等を活用して開業・創業する事業	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、月額8万円を上限とし、補助金の交付の対象とする期間には、補助金交付決定のあった月から、開業の場合は12月、創業の場合は24月を限度とする。			
研究シーズ活用企業家支援 事業補助金	①起業準備事業 将来の法人設立登記について、本補助金申請時点で明確な計画を立て、市内に本社事務所を有する予定の者で、市税を滞納していないもの ②経営安定化支援事業 経営安定化支援事業に対する本補助金の初回申請時点で、設立から1年以内の法人であり、市内に本社を有する中小企業者で、市税を滞納していないもの	①起業準備事業 島根県内の高等教育機関の持つ研究シーズを基に行う事業の立ち上げ ②経営安定化支援事業 起業後の法人が行う事業が軌道に乗るまでの事業	①起業準備事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、30万円を上限とする 同一事業者への補助は1回とする ②経営安定化支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、100万円を上限とする 同一事業者への補助は3年度を限度とする			
海外向け商品開発・販売 促進事業補助金	松江市内に事業所を有する中小企業者	市内事業者が行う海外市場開拓・拡大のために行う事業	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、20万円を上限とする			

・浜田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)	
浜田市中企業等特別融資 (平成26年4月1日)	浜田市内の中小企業者及び漁業者	設備・運転資金	500万円	1年以内	年2.1%	保証人 1人以上 担保 不要	随時	日本海信用金庫	
浜田市中企業協同組合 合理化対策融資資金 (平成26年4月1日)	浜田市内の中小企業等協同組合 法に基づく組合及び組合員	運転資金	組合 1,500万円 組合員 1,000万円	5年以内	年2.0%	保証人 2人以上 担保 商工中金の決定による		商工中金	
浜田市創業者支援資金 補助金 (平成27年4月1日)	浜田市内で、島根県創業者支援 資金及び日本政策金融公庫 が行う国民生活事業による新 規開業資金等の融資を受けて 新規創業者のもの	利子及び信用保証料	総額で30万円を上限に、利子及 び信用保証料の当初から12ヶ 月以内	/	/	/		/	浜田市 産業政策課 商工係
浜田市中企業イノベーション 支援事業補助金 (平成27年4月1日)	市内に主たる事業所(住所)を 有する中小企業者等	①新商品・デザイン開発事業 (補助対象経費の総額が30万円 以上のもの) ②特許権等取得事業 ③販路開拓事業 ④環境整備・衛生管理推進事 業 ⑤プロジェクト連携・協業化支 援事業	補助対象経費の1/2以内で、 限度額は以下のとおり。 ①30万円 ②5万円 ③20万円 ④30万円 ⑤20万円						
浜田市商業活性化支援 事業補助金 (平成27年4月1日)	市内に主たる事業所(住所)を 有する中小企業者等	①小売店等持続化支援事業 ②商業環境整備事業 ③移動販売支援事業	補助対象経費の1/2以内、家 賃及び広告宣伝費は2/3(③ の運営経費は除く)で、限度額は 以下のとおり。 ①200万円(家賃は補助対象経 費の2/3以内) ②200万円 ③200万円(運営経費について は1年目10万円、2年目6万円、 3年目6万円の定額)						
設備貸与制度補助金 (平成27年4月1日)	(公財)しまね産業振興財団の 設備貸与制度割賦販売方式に より市内に設備を設置した事業 者	(公財)しまね産業振興財団に 支払った保証金	当該補助経費の10/10以内(限 度額50万円以内)						

・出雲市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)	
出雲市中小企業 信用保証料補助金	下記の制度融資を受けた市内 中小企業者 ①島根県制度融資小規模企業 育成資金 ②島根県制度融資小規模企業 特別資金 ③島根県制度融資一般設備資 金 ④島根県制度融資創業者支援 資金 ⑤島根県制度融資経営改善長 期借換資金 ⑥島根県制度融資経営力強化 支援資金 ⑦島根県制度融資消費税対策 資金 ⑧島根県制度融資円安等対策 資金		保証料の当初2年分のうち次の とおり補助 ①小規模企業育成資金 ②小規模企業特別資金 0.84%以下の場合、補助 率2分の1 0.84%を超える場合は、0.4 2%を減じた率を用いて算出した 額 ③一般設備資金 0.92%以下の場合、補助率 2分の1 0.92%を超える場合は、0.4 6%を減じた率を用いて算出した 額 ④創業者支援資金 全額補助 ⑤全額補助(上限30万円) ⑥全額補助(上限30万円) ⑦補助率2分の1(上限10万円) ⑧補助率2分の1(上限10万円)	/	/	/	/	随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会

・益田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)	
産業創出チャレンジ支援事業	・中小企業者 ・新たに事業化に向けて取り組む個人若しくは団体	次のいずれかに該当する事業(事業費の総額は10万円以上)とする。 ①農林水産物の生産力の向上、高品質化、ブランド化を図る新たな事業 ②地域資源を活用した商品開発等を図る新たな事業 ③食をテーマとした交流産業の創出を図る新たな事業 ④企業間又は大学等の連携による新たな事業 ⑤その他市長が適当と認める事業	補助対象経費の2/3以内、限度額50万円	/	/	/	/	益田市産業支援センター	
商談会等出展支援事業		市内で生産加工された産品等の県外で開催される商談会、展示会、見本市、博覧会等への出展とする。ただし、販売を主な目的とした商談会等の出展は対象としない。	・対象経費の2/3以内、限度額10万円 ・1事業者年1回のみ						随時
地域産業リニューアル支援事業		市の支援により、首都圏等への販路拡大に取り組むため、商品デザイン等を改良する事業	補助対象経費の2/3以内、限度額50万円						
産業人材育成支援事業	中小企業者	補助となる対象となる研修活動は、次の団体等が実施する研修とする。 ①中小企業大学校の行う研修 ②公益法人が行う研修 ③大学及び専門研修機関が実施する研修 ④県が実施する研修 ⑤市が実施する研修 ⑥その他市町村が認める研修	受講に係わる旅費、受講料等の1/2 ・1人当たり5万円を限度 ・1事業者につき年間2名以内	/	/	/	/	益田市産業支援センター	
設備貸与制度補助金	(公財)しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方式により市内に設備を設置した事業者	(公財)しまね産業振興財団により市内に支払った保証金	当該補助経費の10/10以内(限度額50万円以内)						随時
成長分野産業応援資金等補助金	島根県中小企業育成振興資金融資要綱(昭和44年島根県告示第451号)第1条の2の規程による成長企業応援資金を活用する事業者	島根県信用保証協会へ法人等が支払った信用保証料(一括支払い分又は分割支払い初回分に限る。)の額	当該補助経費の10/10以内(限度額50万円以内)						
創業フォローアップ支援事業	創業3年以内の中小企業者	創業日の属する月の末日から3年以内に経営把握のため商工会議所、商工会又は税理士へ支払った経費のうち次に掲げるものとする。 ①月次記帳処理経費 ②決算書作成経費 ③その他市長が認める経費	1事業所あたり6万円以内(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)						

益田市地域商業等支援事業	(1)小売店等持続化支援事業 ①中心市街地活性化枠 市内中心市街地において、日本標準産業分類大分類における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業であって、開店又は事業継続する中小企業者又は個人 ②買い物不便地域対策枠 買い物不便地域において、食料品・日用品の小売業を開店・事業継続・事業承継する会社又は個人	中心市街地での開店及び事業承継に係る、建築費、建物取得費、改装費、家賃、広告宣伝費 買い物不便地域での開店・事業継続・事業承継に係る、建築費、建物取得費、改装費、家賃、広告宣伝費	・建築費、建物取得費、改装費については1/4以内 ・家賃、広告宣伝費については1/3以内 ・補助上限100万円(家賃については月5万円かつ12ヶ月分を上限)	随時	益田市産業支援センター
	(2)移動販売支援事業 食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会又は個人	①車両及び設備の取得費 ※対象経費が20万円以上のものに限る ②移動販売の運営に要する経費 ※対象経費が20万円以上のものに限る	①対象経費の1/4以内 上限100万円 ②補助率は定額 1年目:3万円、2年目:3万円、3年目:3万円		
	(3)商業環境整備事業 中小企業者、組合、商工会議所、商工会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援	対象経費の1/4以内 上限100万円		
産業創出協働事業	・新規に1名以上雇用して取り組む創業(第2創業も含む) ・新規に1名以上雇用して取り組む既存事業の拡大及び新分野事業への挑戦など、既存事業の拡充	・創業及び販路開拓に必要な経費(店舗等借入費、設備費、広告宣伝費、その他市長が認める経費) ・事業拡大に必要な経費とする(設計費、工事監理費、建築・設備工事費、備品・設備購入費、修繕費、リース・レンタル費、広告宣伝費、その他市長が認める経費)	・当該補助対象経費の1/2以内 限度額500万円 (算出した額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)		

・大田市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
大田市中小企業育成資金	市内で1年以上引き続き事業を営む中小企業者又は組合で、商工中金の貸付対象者	運転資金	500万円以内	5年以内	年利 2.0%	商工中金の決定による		大田商工会議所
設備投資円滑化事業	大田市内に本店又は本拠を有し、設備貸与制度又は中小企業制度融資、島根県信用保証協会「かなえ」を利用して大田市市内で設備投資した事業者(市税を滞納していない者に限る) ただし、大田市円安等対策資金信用保証料補助金との併用はできない。	①設備貸与制度保証金助成 ②島根県中小企業制度融資(緊急資金除く)又は島根県信用保証協会「かなえ」の設備資金に係る信用保証料助成	①保証金(貸与額の5%)の2/3以内 ②信用保証料(上限0.91%)の1/2以内 ※①②とも1事業者当たり限度額100万円				随時	大田市役所 産業企画課
メイドイン大田創出支援事業	大田市内に事業所等を有する中小企業者、その他団体等(市税を滞納していない者に限る)	①新商品開発チャレンジ支援事業 原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費等 ②売れる商品・技術開発支援事業 取引拡大型試作開発助成金交付要綱及び革新型研究開発助成金交付要綱(しまね産業振興財団)に掲げる経費 ③産業財産権取得支援事業 出願費用、弁理士費用、書類作成費等 ④販路開拓支援・販売促進支援事業 出展料、展示装飾、出品物運搬料等 ⑤デザイン開発支援事業 デザイン委託費、デザイン購入費等 ⑥産学連携支援事業 研究に要する経費、研究に必	①-1 市内の地域資源を使った商品開発 2/3以内、限度額20万円 ①-2 地域の特色を活かしたお土産物等の商品開発 2/3以内、限度額20万円 ②取引拡大型試作開発助成金及び革新型研究開発助成金の1/3以内、限度額100万円 ③1/2以内、限度額15万円 ④2/3以内、限度額50万円 ⑤1/2以内、限度額10万円 ⑥1/2以内、限度額50万円				随時	大田市役所 産業企画課

大田市セーフティネット資金信用保証料補助金 (H26. 12. 16)	島根県中小企業制度融資のセーフティネット資金の融資を受けた者であつて、大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者等 (市税を滞納していない者に限る。)		信用保証料の1/2(千円未満切り捨て)					随時	大田市役所 産業企画課
大田市円安等対策資金信用保証料補助金 (H27. 04. 01)	島根県中小企業制度融資の円安等対策資金の認定を受けた者であつて、大田市内に本店又は本拠を有する者。(市税を滞納していない者に限る)ただし、市設備投資円滑化事業補助金との併用はできない。		信用保証料の35%相当額の2/3以内(千円未満切り捨て)1事業者当たり300千円。ただし、既に交付決定を行った補助金(過年度も含む。)がある場合は、その補助金額を差し引いた額とする。						

### ・安来市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
安来市中小企業設備貸与制度保証金補助給付金(平成24年4月1日)	市内事業所	(公財)しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	50万円(保証金の16%以内)	-	-	-	随時	安来市 商工観光課
安来市中小企業融資制度保証料補助給付金	市指定の制度融資を受けた市内中小企業者等 ・小規模企業育成資金(県制度) ・一般設備資金(県制度) ・円安等対策資金 ・災害対策特別資金 ・災害復旧資金		信用保証料の一部を助成 ・小規模企業育成資金(信用保証料の3/7を助成) ・一般設備資金(信用保証料の1/2を助成) ・円安等対策資金 ・災害対策特別資金 (信用保証料の3/10を助成) ・災害復旧資金 (信用保証料の1/4を助成) ※保証料分割払いの場合は、初回支払い額について上記割合を助成				保証料を支払った日以降3ヶ月以内	安来市役所(伯太庁舎) 商工観光課

### ・江津市

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
江津市産業活性化支援事業補助金	・市内に事業所を有する法人 ・市内に住所を有し、かつ事業を行う個人	(公財)しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	50万円(対象経費の2分の1以内)					
創業支援資金等補助金		島根県中小企業制度融資要綱第2条第3号の規定による創業者支援資金又は島根県信用保証協会が実施する完全無担保証人創業支援制度「あゆみ」を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間支払った信用保証料	20万円(対象経費の2分の1以内)					
新規開業資金等補助金		株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家資金若しくは新創業融資制度による資金又は島根県信用保証協会が実施する創業者支援制度「緑」を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間に償還した利子(繰上償還に係るものを含み、遅延に係るものを除く。)	20万円(対象経費の2分の1以内)					
江津市中小企業等競争力強化支援事業補助金	・市内の中小企業者 ・市内で新たに起業しようとする者	・新商品開発に要する経費 ・新規事業分野参入に要する経費 ・販路開拓に要する経費	50万円(対象経費の2分の1以内)					

・雲南市

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
雲南市 商工業 活性化 支援事業	店舗改装費等補助事業	市内商工業者	A 店舗、工場などの改修、新築 雇用の改善、集客力の向上を図ることを目的とした店舗・工場などの改装改築工事及び新築工事 B 設備の改修、購入 雇用の改善、集客力の向上を図ることを目的とした店舗・工場などにおける設備の改修及び購入	補助率 (A)定額(補助対象事業費1,000千円以上) (B)定額(補助対象事業費500千円以上) 補助額 100千円					
		市内で飲食業及び宿泊業を営む事業者	集客力の向上を図ることを目的に、来客が利用するトイレ、手洗い、お風呂を改築、改築、新築する工事に対する助成	補助率 1/4 補助限度額 1,000千円					
	店舗家賃補助事業	市内商工業者	創業期における工場、事務所、店舗、研究所等を賃借する際の賃借料に対する助成	補助率 1/2 補助限度額 120千円(6か月以内に限定)					
	移動販売専用車両改造費補助事業	市内で一般食料品、一般日用雑貨を取り扱う小売業者、移動販売を営む者	無店舗地域の商業機能維持を目的として、既存車両を移動販売専用に変更する経費を助成	補助率 1/2 補助限度額 100千円(補助対象事業費200千円以上)					
雲南市中小企業信用保証料補助事業		市内商工業者	島根県が実施する島根県中小企業制度融資及び島根県信用保証協会が取り扱う小口追認保証制度「かなえ」創業者支援保証制度「あゆみ」借入の際に、島根県信用保証協会に支払った保証料を助成	補助率 10/10 補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 100千円 (B)新規創業・設備投資に係る融資 200千円				随時	雲南市 商工観光課
雲南市 地域 商業等 支援事業	小売店等持続化支援事業	【一般枠】 小売業・サービスの開店予定者(事業承継を含む) 【買い物不便対策特別枠】 A 飲食料品等の小売業者(開店、事業承継) B 中小企業の基準を超える飲食料品等の小売業者(開店のみ) C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者	【一般枠】 開店または事業承継に係る初期投資費用(改修費、建築費、物品購入費、家賃、広告宣伝費) 【買い物不便対策特別枠】 ・対象者A…改修費、建築費、物品購入費、家賃、広告宣伝費 ・対象者B…改修費、建築費 ・対象者C…改修費、物品購入費	【一般枠】 補助率 ・2/3以内(ハード:1/2以内) 補助限度額 ・2,000千円(ただし、家賃は月額100千円かつ12か月分を上限)					
	移動販売支援事業	食料品等の移動販売事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等	A 移動販売に必要な車両及び設備の取得費 B 移動販売に必要な燃料費、車両維持費(車検代、修繕費)年間経費が200千円を超えることが要件。	【対象経費A】 補助率 ・1/2以内 補助限度額 ・1台あたり2,000千円 【対象経費B】 定額補助 ・1年目100千円/1台 ・2年目80千円/1台 ・3年目60千円/1台(3年を上限とする。)					
	商業環境整備事業	雲南市内の組合・団体支援機関等	街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援	補助率 ・1/2 補助限度額 ・10,000千円					



・奥出雲町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
商業活性化重点的支援事業	町内に住所を有する商業者	店舗の改修に要する経費	補助率1/4以内で、上限250万円	/	/	/	/	奥出雲町 地域振興課
奥出雲町小規模事業者経営改善利子補給金	次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 (2)町税を完納している者 (3)この要項の施行日以降に、奥出雲町商工会(以下、「商工会」という。)の長の推薦を受け、設備資金を目的として借り入れたマル経融資を利用した者	株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けた者に対し、その利子の一部を補給	融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とし、その支払利子額に3分の2を乗じて得た額					

(注)「利子補給」は、行政庁(市、町、村)が取扱金融機関等へ貸付原資の預託、貸付等を行わず、借入者が取扱金融機関等に対して利息を支払うときに一定率の利子補給金を支給する制度を表しています。

・美郷町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
美郷町雇用開発促進条例	町内企業、町内商店	固定資産税の減税	/	竣工後3年間	/	/	/	美郷町 住民課

・飯南町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
飯南町中小企業制度融資信用保証料補助金補助	飯南町に主たる事務所または住所を有する商工業者で、飯南町の町税を完納している者。(同一年度内に既に当該補助金の交付を受けた者は除く。)	設備・運転資金	島根県中小企業制度融資「円安等対策資金」及び「東日本大震災復興緊急保証制度」につき、島根県信用保証協会へ支払った借付保証料の内、36ヶ月以内の期間に相当する経費。(一括支払分または分割支払初回分に限る。)ただし、既に補助を受けた借付保証料を除く。補助対象経費の1/2以内。ただし、補助金の限度額は1.0万円とする。	/	/	/	融資実行日から2ヵ月以内	飯南町 産業振興課

・吉賀町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)	
吉賀町小規模事業者経営改善資金利子補給金	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金の融資を受けた(平成26年4月1日から平成29年3月30日までに限る)小規模事業者のうち、町内に店舗及び事業所を有する者	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金	補給金の限度額は年5万円とする。	補給金の年限は貸付実行日の日から3年間とする(元金据え置き期間を含む。)	毎年4月1日からその翌年3月31日までの間に公庫へ支払ったマル経融資に係る約定利息(遅延延滞金は除く。)の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)	/	随時	吉賀町商工会	
吉賀町中小企業設備貸与保証金補助金	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度により設備整備を行う際、保証金を一括で支払い、町内に店舗及び事業所を有する中小企業者のうち町税等を滞納していない者	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度	限度額は20万円/件とする。	貸付実行日から3年以内	支払った保証金の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)		平成28年3月31日	/	
吉賀町中小企業育成資金利子補給	中小企業信用保険法の適応業種を営む中小企業者で町税を滞納していない者	設備資金	融資元金が1会計年度2億円とし、累計額6億円を超えない範囲1企業者に対する対象元金限度額1千万円	貸付実行日から3年以内	年度ごとの融資残額の年4%以内で、対象者が支払う利息の1/2		随時		吉賀町 産業課
吉賀町緊急信用保証料補給金(平成27年4月1日)	町内に事業所を有する法人及び個人事業者	経営改善長期借換資金及び経営力強化支援資金、創業者支援資金、円安等対策資金の借入を行い信用保証協会に支払う保証料の一部を助成	借入期間5年以上の融資に対する保証協会に支払った保証料の1/2(限度額20万円)				平成28年3月31日		

・津和野町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
津和野町中小企業融資 利子補給金	町内に店舗又は事業所を有する 中小企業者で町税等の滞納 をしていない者	設備・運転・創業資金	島根県中小企業制度融資要綱 及び、日本政策金融公庫の小規 模事業経営改善資金に規定する 融資限度額と同額	貸付実行月から5年 以内	借入利率の2分の1とし、年1. 0%を超えないもの		年度内1回(3月頃)	津和野町商工会
津和野町緊急信用保証 料補給金	町内に事業所を有する法人及 び町内に住所を有する個人事 業者	円安等対策資金、対応資金等 の指定融資	借入期間5年以上の融資に対 し、保証協会に支払った保証料 の1/2(限度額30万円)				年2回程度	津和野町商工会
津和野町個別 商業包 括的支 援事業 補助金	新商品開発支援 事業	町内に主たる事業所を有する 中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	新商品開発のための設備費	機械装置、工具器具等の購入 費、リース料 (1/2以内、限度額30万円)			随時	津和野町商工会
	産業財産権取得 支援事業	町内に主たる事業所を有する 中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	特許権、実用新案、商標登録、 意匠権の取得にかかる費用	出願費、弁理士費、書類作成費 (1/2以内、限度額10万円)				
	販路開拓支援事 業	町内に主たる事業所を有する 中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	販路開拓のための展示会・商 談会の出展費	出展料、展示装飾、運送料、旅 費、試食費 (1/2以内、限度額10万円)				
	デザイン開発支援 事業	町内に主たる事業所を有する 中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	商品のパッケージ・ネーミング の改良・開発のためのデザイン 費、リーフレットのデザイン費、 ホームページ作成費	デザイン委託費、コンサルタント 費 (1/2以内、限度額10万円)				
	中小企業人材育 成事業	町内に主たる事業所を有する 中小企業者及び商店会・事業 者団体等 (町税を滞納していないこと)	事業の充実・拡大のための必 要な技術、知識等を取得するた めに開催する研修費、参加する 研修活動に要する経費	講師料、研修参加費、旅費 (1/2以内、限度額10万円)				
	省エネルギー機 器設置促進事業	町内に主たる事業所を有する 中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	LED照明やエアコン、冷蔵冷凍 陳列ケース等店舗の省エネルギ ー化を促進する費用 機械・工具等省エネルギー化に より生産性の向上に資する費 用	機械装置、工具器具備品の購 入費、リース料 (1/2以内、限度額30万円)				
	おもてなし改裝支 援事業	町内に主たる事業所を有する 中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	店舗の外観や看板等津和野町 のイメージアップに資する費用	店舗改裝、看板設置にかかる費 用 (1/2以内、限度額30万円)				
	創業支援事業	・町内で、年度内に起業の予定 をしている者、又は、起業の日 から6か月経過していない事業 所。 ・産業競争力強化法第114条 第2項第25項に規定する特定 創業支援事業による支援を受 けたことの証明を受けた者であ ること	・家賃、設備、備品購入費、そ の他事業所等開設に係る経 費。	1/2以内、限度額30万円。 (家賃は月額5万円かつ12月分 を上限)				
津和野町商 業等支 援事業 補助金	小売店等持続化 支援事業	ア. 一般枠 町内において、開店計画又は 事業承継計画を有する中小企 業者又は個人等。 イ. 買い物不便対策特別枠 町長が津和野町産業振興審議 会の意見を聴いて指定した者 等。	改修費、建築費、建物取得費、 備品購入費、家賃、広告宣伝 費	補助対象経費の1/2以内(ただ し家賃及び広告宣伝費につい ては2/3以内) ア 200万円 イ 100万円			随時	津和野町 商工観光課
	移動販売支援事 業	町内の食料品・日用品の移動 販売を行う中小企業者、組合、 商工会、又は個人	①移動販売に必要な車両及び 設備の所得費(20万円以上の ものに限る) ②移動販売の運営に要する次 の経費 ア 燃料費 イ 車検費用 ウ 修理費 エ 備品購入費(冬用タイヤ等) ただし、年間経費が200千円を 超えることを要件とする。	①補助対象経費の1/2以内 ②次の金額以内 1年目 100千円/1台 2年目 80千円/1台 3年目 60千円/1台				
	商業環境整備事 業	町内の中小企業者、組合、商 工会議所、商工会、商工会連 合会、個人又は法人格を持た ない任意の団体であって組織・ 会計等に関する規約を有する 商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に 要する経費	補助対象経費の1/2以内				

・邑南町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
邑南町商店街共同駐車場舗装事業補助金	・売場面積の2倍を上限 ・3店舗以上による共同駐車場に限る (協同店舗含む)	舗装工事、区画線、舗装付帯工事費の補助	2分の1					
邑南町創業支援事業補助金	・原則として中小企業制度資金(町内各金融機関の融資資金は年利3%まで。その他は県中小企業制度融資規定を準用) ・運転資金は総事業費の20%まで (創業後6ヶ月以内に借り入れること) ・保証料は対象外	融資資金の借入返済利息の補助			・返済利息月額60ヶ月分相当額 ・100万円～500万円まで			
邑南町商工業振興事業補助金	・事業費が500万円以上であること ①新規雇用が2人以上 ②中小企業高度化資金採択の事業主	事業所新築・増築・改築、備品費補助			①雇用人数により30～500万円 ②貸付対象額の10分の1以内			
邑南町地域商業等支援事業補助金	小売店等持続化支援事業	①一般枠 小売業・飲食サービス業、生活関連サービス業または娯楽業にかかると開店計画または事業計画を有する中小企業者または個人の継承 ②買い物圏対策特別枠 小売業に係る開店計画または事業継承を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、広告宣伝費等及び家賃			①改装費・建物取得費等(ハード) 補助対象経費の2分の1以内(限度額200万円) 家賃(補助対象経費の2/3) 月額10万円かつ12か月上限額 ②改装費・建物取得費等(ハード) 補助対象経費の2分の1以内(限度額1,000万円) 家賃(補助対象経費の2/3) 月額10万円かつ12か月上限額		
	移動販売支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会または個人	①移動販売に必要な車両及び設備費の取得費 ②運営に必要な経費(燃料、車検費用、修繕等)			①補助対象経費の2分の1以内(限度額200万円) ②定額 1年目:10万/1台 2年目:8万/1台 3年目:6万/1台	随時	邑南町役場 商工観光課
	商業環境整備事業	土地の所有・使用・造成・補償に要する経費及び中小企業者または個人単独の所有となる場合は補助対象外	施設整備の設置・取得・整備に関する経費			①補助対象経費の2分の1以内(限度額1,000万円)		
邑南町農林商工等チャレンジ支援事業補助金	新商品・デザイン開発事業	商品開発等に係る補助対象経費の総額が10万円以上のものに限り	専門家謝金・旅費、研究開発費、委託費、デザイン購入費等			補助対象経費の2分の1以内(限度額20万円)		
	産業財産権取得等事業		特許権、実用新案、商標登録及び意匠権の取得並びに町長が認める制度の出願・申請費用、弁護士費用、先行技術調査費等			補助対象経費の2分の1以内(限度額5万円)		
	販路開拓事業		旅費、産業界等への出展費用、印刷製本費、インターネット通信販売に係る出店費用等			補助対象経費の2分の1以内(補助限度額10万円)		
	中小企業組織化促進事業	事業の共同化または協業化を目指すものに限り	専門家謝金・旅費、登記費用等			補助対象経費の2分の1以内(限度額20万円)		
	スタートアップ事業	中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関の指導を受け、事業計画策定から実行までの支援を受けることが確実な者	専門家謝金・旅費、設計費、設備費、工事費等			補助対象経費の3分の1以内(限度額50万円)		

・川本町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
企業立地緊急貸付事業	川本町に事業所を新設または増設し、初期投資が見込める企業 ・雇用期間の定めのない1名以上の川本町在住の新規雇用者がいること ・営利を目的とし、長期健全経営が見込まれ貸付金の返済が可能であること	①用地取得費 ②建物取得費 ③設備投資費 ④運転資金	新規雇用者が1名の場合は500万円、2名以上の場合1,000万円 ①用地取得費 立地しようとする土地の取得価格に相当する額に、町有地の場合は2/3、私有地の場合は1/2 ②建物取得費 事業所の新設または増設に係る費用の2/3 ③設備投資費 事業所の新設または増設に伴う設備投資に対して2/3 ④運転資金 操業開始後3ヶ月で必要と成る運転経費	1年(据置) 10年(元金均等返済)	無利息	保証人:選考委員の審査による担保:取得した土地及び建物(町を第一順位の抵当権者)	操業開始の日から1年以内	川本町 産業振興課
小売店等持続化支援事業	「島根県地域商業等支援事業費補助金」の条件を満たす ■一般枠 小売業・サービス業の開店予定者(事業承継を含む) ■買い物不便特別枠 住民の買い物不便対策に資する「既存店舗の理解を得ている」と町が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者(事業承継を含む) B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者(開店のみ) C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者	■一般枠 開店または事業承継に係る初期投資費用(改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃、広告宣伝費) ■買い物不便特別枠 対象者A…改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃、広告宣伝費 対象者B…改修費、建築費、建物取得費、物品購入費 対象者C…改修費、物品購入費	■一般枠 2/3(ハード3/4) 補助限度額3,000千円 ■買い物不便対策特別枠 3(ハード1/2) 補助限度額10,000千円				随時	川本町 産業振興課
小規模事業者経営改善 利子補給金	町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 マル経融資残高を有する者及び新たにマル経融資を利用した者 町税の滞納がない者	マル経融資を受けた者に対しての利子補給金	毎月1月から12月までの間の1%の利子に相当する額 上限:5万円 交付期間:5年以内				毎年3月20日まで	川本町 産業振興課

・隠岐の島町

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
隠岐の島町地域商業等支援事業費補助金	小売業・サービス業の開店予定者(事業承継を含む)	初期費用(改修費、建築費、建物取得費、物品購入費、家賃、広告宣伝費)	①家賃補助対象経費の2/3(限度額50万円) 但し、1年分のみ ②広告宣伝費補助対象経費の2/3(限度額50万円) ③上記以外補助対象経費の1/2(限度額50万円)	—				隠岐の島町 定住対策課
	上記以外の業種の開店予定者(事業承継を含む)	同上	①家賃補助対象経費の1/3(限度額25万円) 但し、1年分のみ ②広告宣伝費補助対象経費の1/3(限度額25万円) ③上記以外補助対象経費の1/4(限度額25万円)	—				
	移動販売支援事業	①移動販売に必要な車両及び設備の取得費 ②移動販売の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費 但し、年間経費が20万円を超える場合のみ	①補助対象経費の1/3(限度額200万円) ②定額補助 1年目 10万円 2年目 8万円 3年目 5万円	—				

※お問い合わせにつきましては、各市町村等までお問い合わせ下さい。

中小企業金融のご相談、窓口は

機関名	所在地	連絡先
日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業	松江市殿町111番地（松江センチュリービル7階）	TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654
日本政策金融公庫 松江支店 国民生活事業	松江市殿町111番地（松江センチュリービル7階）	TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616
日本政策金融公庫 浜田支店 国民生活事業	浜田市殿町82番地7	TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632
株式会社商工組合中央金庫 松江支店	松江市殿町210番地	TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199
株式会社商工組合中央金庫 浜田営業所	浜田市殿町124番地2	TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215
島根県商工労働部中小企業課	松江市殿町1番地	TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781
島根県西部県民センター商工労政事務所	浜田市片庭町254番地	TEL 0855-29-5646 FAX 0852-22-5306
島根県信用保証協会 本店	松江市殿町105番地	TEL 0852-21-0561 FAX 0852-22-2707
島根県信用保証協会 出雲支店	出雲市大津新崎町2番地24	TEL 0853-21-4998 FAX 0853-21-4858
島根県信用保証協会 浜田支店	浜田市松原町277番地9	TEL 0855-22-0833 FAX 0855-22-3309
島根県信用保証協会 益田支店	益田市あけぼの本町10番地6	TEL 0856-22-4567 FAX 0856-22-4568
公益財団法人しまね産業振興財団	松江市北陵町1番地（テクノアークしまね内）	TEL 0852-60-5110 FAX 0852-60-5105
公益財団法人しまね産業振興財団 石見オフィス	浜田市相生町1391-8	TEL 0855-24-9301 FAX 0855-22-0577